

事業者の皆様へ

令和2年4月2日
愛媛県知事 中村 時広

事業者における転入・転出等の対応の徹底について

県では、これまで県民や事業者の皆様に対して、県内における新型コロナウイルス感染症の状況の御説明等を行ってきたところですが、本日、県内で新たに3名の感染者が確認され、その内1名（県内8事例目）は仕事の関係で東京から転勤してきた人であることが判明しました。

これまでも、4月は入学や就職、人事異動などで、地域を越えた人の行き来が盛んになる時期であることから、特に転入・転出者等も含め、感染拡大防止への協力を呼び掛けてきたところです。

今、県としてやるべきことは、海外をはじめ、首都圏や関西圏等の感染拡大地域からの感染を防ぐことであり、3月26日及び4月1日に文書を送付したところではありますが、改めて県の取組みを御理解いただき、徹底していただくよう御協力をお願いします。

（3月26日付け送付文書における「県職員の取扱い」を抜粋）

＜感染流行地域から転入する職員に対する健康観察のための待機措置について＞

令和2年4月1日付け人事異動において、首都圏や関西圏など感染が拡大している地域に居住していた職員で、この春から愛媛県内へ転居して県に勤務する職員に対して、県内に転入した日から2週間、テレワーク等による在宅勤務や自宅待機を命じ、健康観察を行うこととしました。

また、令和2年度の新規採用職員についても、感染拡大地域の居住者については、同様の対応を取ることに加え、それ以外の者についても、卒業旅行などで海外も含めた感染拡大地域を訪れていた場合には、同様の対応とします。

（4月1日付け送付文書における「転入転出等の取扱い」から抜粋）

- ①首都圏や関西圏等への出張や旅行は、やむを得ない場合を除き、できる限り自粛すること。
- ②これらの地域を訪問する場合には、不特定多数との接触を控え、愛媛に戻った後、基本的な感染予防や、体調不良の場合の外出を自粛すること。
- ③感染拡大地域に居住し、現時点で愛媛に戻っている方も、「もしかしたら感染しているかもしれない」との意識のもと、2週間は不特定多数との接触を控える、近い距離で人と話すのを避けるなど、感染予防のための意識を強く持つこと。